

Title	十二世紀ゼーラントにおけるアフリヘム修道院所領をめぐる一考察
Sub Title	Afflighem abbey's 12th-century charters for estates in Zeeland
Author	舟橋, 倫子(Funahashi, Michiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	2007
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.76, No.1 (2007. 6) ,p.57- 65
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20070600-0057

十二世紀ゼーラントにおけるアフリヘム修道院所領をめぐる一考察

舟橋倫子

中世盛期に新たに登場し、急速な発展を遂げた修道会派シトー会やプレモントレ会は研究史上しばしば改革修道院と呼ばれ、十二・十三世紀の修道院所領経営に関しても多くの研究が蓄積されてきた。しかし、最近のめざましい研究の進展は、初期のシトー会の規範的史料に対する根本的批判を展開して十二世紀におけるシトー会中心主義の見直しの必要性を提唱するなど、十九世紀以来の伝統的研究が練り上げてきた枠組みの再検討を強く促している。⁽¹⁾ すなわち、従来はシトー会とプレモントレ会の所領経営を改革派の典型ととらえ、共通の特徴として不動産と関連諸権利を効率的に編成・管理して、そこに修道院自体に備わった労働力を投入して積極的な所領経

営を活発に実践したことを指摘し、それとの対比においてベネディクト会を代表とする伝統的な修道院経営を土地経営から離れた寄生的なものと見なしてきた。⁽²⁾ しかも積極経営の内実として領主直接経営による大規模な穀作ないし放牧のみが注目されてきたのである。⁽³⁾ しかし、ベネディクト会に属する修道院においても、改革修道院に見られるような「積極」経営を行う事例が認められること、改革派を含む多くの修道院で間接経営と直接経営はしばしば創建当初から併存していたこと、さらに間接経営Ⅱ寄生的経営とは必ずしも言えないことが明らかになるにつれ、間接経営Ⅱ非積極的経営という図式からひとまず距離を置き、間接経営それ自体のさまざま詳細に検討することの重要性がますます認識されるようになってき

た。⁽⁴⁾

以上の認識をもとに、ここでは一〇八三年にブラバン公領西端に創建され、靈的領域でも経済的規模においても隆盛を誇ったベネディクト会のアフリヘム修道院を取り上げる。⁽⁵⁾ アフリヘム修道院はこれまで多くの研究対象となってきたが、その成果は現時点においてもまとまった形となつていゝるとは言い難く、社会経済史的な成果はデスピイの一連の研究が目につく程度である。⁽⁶⁾ 彼はこの修道院があたかもシトー会修道院についての古典的イメージのように人里離れた「荒野」に創建され、助修士の労働によつて発展したとする考えを駁して、周辺世俗有力者達との密接な関係のなかで発展したことを強調する。しかし、彼も十二紀所領経営に関する首尾一貫した議論を展開したわけではなく、経営の拠点でありまた所領の単位でもある、クルティス（シトーのグランギアに相当する）と呼ばれるまともりでの助修士による直接経営の存在を述るにとどまっている。

しかしアフリヘムの文書史料には、クルティス以外の土地や様々な俗人といったデスピイの枠に当てはまらない多様な情報が記載されている。また、文書史料の網羅的検討から、アフリヘムの所領はオランダ南西部からべ

ルギー西部にかけて南北に広く展開し、九つの分院を中心として組織された所領とそれ以外の所領群とによつて複雑に構成され、それぞれが多様な地理的諸条件を備えていたことが確認された。それらに対してアフリヘム本院が所与の条件に適合的な柔軟な管理と経営を実現してきたことがあきらかとなつてきたため、⁽⁷⁾ 在地的な視点による個別の実態説明が必要とされているのである。特にフランドル・ゼーラント東部に広がっている所領群に関する史料は、これまでの硬直的な間接経営像の再考を促してくれる具体的な記述に満ちている。また、分院を介さずに直接アフリヘム本院の管理下にあつたという点でも、この所領群は修道院の所領経営の全般の方針を探る上で重要な場といえる。確かに海岸沿いに広がるゼーラント所領はアフリヘム領全体の中でも特殊な地理的条件の下におかれている。しかし、本院周辺所領・フォレ分院所領・ボルネム分院所領といったアフリヘムの主要な所領は、いずれも河川沿いの低湿地帯という干拓の必要性に迫られた低開発地を多く含み、既に存在していた周辺住民との関係を調整しつつ地域開発による所領形成を行つていったという点においては、ゼーラント所領と同種の構造と方向性を持つていたと考えられるのである。従

つて本稿においてはフランドル・ゼーラント東部に広がる所領に関する史料を取り上げ、その検討によって在地での修道院の役割を柔軟な視点から考える一助としたい。

アフリヘムの所領が形成されたゼーラント東部は、フランドル・ゼーラントの詳細な検討を行ったフルフェルストによれば、海からの浸水に弱いという地理的条件もあつて、十二世紀末からの泥炭採掘によって新たな定住地が造られるまでは開発から取り残された場所であつた。

それ以前の状況について現在までの研究史は、人工的に盛り土がされ、牧羊が行われていたことを指摘するにとどまつている。⁽⁸⁾ フランドル沿岸部における港湾整備と干拓については、フランドル伯のイニシアチブを強調するフルフェルストと、都市と農村の諸関係の中に位置づけるデルヴィルがあるが、⁽⁹⁾ いずれにおいても少なくとも十二世紀までの地域開発と所領経営における修道院の役割が十分に明らかにされているとは言い難い。この研究史上の空白地帯であつたこの地域の十二世紀の状況に関して、アフリヘム修道院の史料は、様々な情報を与えてくれる。それによると、フランドル伯は一一三〇年頃に海岸沿いの二つの所領フレームデイケとパキンへをアフリ

ヘムに譲渡し、全面的な保護を与えている。アフリヘムはこの近くに存在する分院ボルネムにこの寄進を振り分けることなく、本院に直属する所領として経営を行つていくことになる。

フレームデイケ所領に関して注目には値するのは、この土地をフランドル伯はアベーンヌ・レ・バポーム女子修道院から返還させ、新たにアフリヘムに譲り渡している点である。一一三三年文書⁽¹⁰⁾には、フランドル伯はアフリヘムへの「フレームデイケと呼ばれる牧羊地」[*bercaria, qui vocatur Frone dica*]の寄進のために、この土地を以前に譲渡していたバポーム女子修道院長に権利を放棄させた上でアフリヘムへの寄進を承認させたことが書かれている。この土地を託す相手として伯は意図的にアフリヘムを選んだということになる。同じく一一三三年にフランドル伯が発給した文書⁽¹¹⁾はこの土地の詳しい状況をあきらかにしている。まずその構造は、「海の動きによって増加した、あるいはこれから増加するであろう、この堤防の内外での全ての土地を含む牧羊地」[*bercariam..... cum omni terra infra et extra ipsum dic, que jactu maris accreverat, vel aliquando accreverit*]で、そこには「その牧羊地を保有している羊飼達」[*bercarii,*

qui bercariam istam tenent] が存在していた。さらにこれら牧羊者達の氏名「ヴォルネ、フルカン、年長のギヨーム、ラボド、その兄弟のフドレ、ゴトジェール・ロルム、フロラン、ウエイモン、ベルヴォド・マン、マンジエ・ド・エラ、ボナン、エクバール、ゴデルベール」[Yornet, Folquinus, Walterus oude, Rabodo, Fdret frater eius, Detgher Rolm, Florenius, Weimont, Bervodus Man, Meinger de Hella, Bonnin, Hechart, Goderber] が、列挙されている。ここで彼らには何の肩書きも付けられず、名前のみが記されていることが注目し値する。また、彼らには相続可能な保有地が与えられているが、これらを自由に処分することは許されていない。文書は「もし不安定さや貧しさによってこれまで保有していた彼らの権利を前述の教会に放棄することを望むなら、彼らは自由¹²に何の要求もなく返還するのである」[Si vero instabilitate vel paupertate jus suum relinquere voluerint prelate Ecclesie, quod hactenus tenuerant, libere et sine omni reclamacione restituent] と規定している。これを見ると、定住した牧羊者と土地の結びつきはさほど強固ではないと思われるが、その理由の一端はこの地で定住が始まってから日が浅く、保有民相互の在地社会関係が

発達していなかった点に求められるのではないだろうか。定住した牧羊者のなかに所領役人的機能をうかがわせる呼称をもった者が皆無であるのも、こうした事情と関連しているのかもしれない。

そのことは裏を返せば、修道院がこの土地に積極的に介入するのが可能ということにもなる。実際ガン城代とアルテナ・ド・ボードワンによって一一九八年に発給された新たな十分の一税の譲渡に関する二通の文書¹²は修道院による積極的な所領形成活動の様子を明らかにしている。ここでは「アフリヘムの修道士達が海の流れを遮って、彼らの権利に属する新たな土地を開墾した。……この新しい土地で館を作るために彼らが自ら選んだ五メンスラの土地」[monachi de Haflengehem novam, que sui juris est terram, meatu maris obstructo, ad culturum redigerunt,....in quinque mensuris quas sibi ad faciedam habitationem elegerunt in eadem nova terra] という記述がなされている。ここからは、修道士自身が自発的な開墾と館の建設をおこなったことが読みとれるが、それは彼らが直接的に所領形成へ関与していたことの結果としてよいであろう。さらにガン城代による十分の一税免除が特にこの「五メンスラの土地」での「家畜の飼

料」[nutriments animalium]に言及していることから、ここでの修道院による主要な活動が牧畜であったこともあきらかとなる。こうしてフレームダイケにおいては、修道院が土地を獲得した当初から定住していた牧羊者の存在を容認し、その部門での間接経営を温存しつつも、牧羊者の力が強化されるのを抑え、その一方で修道院の主体的な開発によって所領の増加を図り、そこではかなり直接的な経営を行うという二重構造が想定される。

パキンへの所領も、その源流はフランドル伯が譲渡した土地である。一一三五年に伯が発給した文書¹³によれば、彼が譲与したのは「海の動きによって増加した、あるいはこれから増加するであろう海岸線の堤防の内外での全ての土地を含む」[cum omni terra infra et extra ipsum dic, quae jactu maris accreverat, vel aliquando accreverit]とされ、従ってその景観は海沿いの堤防内外の土地というフレーダイケと同じ性格を示していたといえる。しかし、文書は、続いてその土地に「水門と堤防とその他の訴訟の種になりそうな全てのもの」[de silva, et de dica, ac de omni prorsis implaciandi genere]が既に存在した土地であることを伝えている。この土地において「紛争の種になりそうなもの」という文言は既に幾

つもの争いが生じていたことを窺わせる。伯は修道院に對して、「将来どんな欺瞞や損害を被らないように」[in posterum quicquam circumventionis seu damni possit incurere]土地、水門および堤防を譲渡するとして、全面的な保護の姿勢を明確にしているのである。実際、カンプレ司教が発給した一一四〇年の文書¹⁴によれば、在地有力者であるステツポンという人物と修道院との間にある「ベルカリア」と呼ばれる牧羊地をめぐる争いが起こっていた。裁判の過程でステツポンと妻、さらに息子達は六〇マルクもの損害を修道院に与えていたことがあきらかになる。カンプレ司教の仲裁によってステツポンは権利放棄と損害の償いを行うことを認めた。一一四〇年から一一五四年にかけて発給された文書¹⁵においては、フランドル伯はかつて自らが発給した自有地の寄進文書と印を彼に確認させ、問題の土地が自己の相続権に属しているというステツポンの主張に根拠がないことを認めさせて権利を放棄させている。しかし、ステツポンはこの土地に対する権利主張をあきらめてはいない。一一六三年のフランドル伯による紛争解決文書¹⁶では、ステツポンは息子達と妻・娘と娘婿といったより多くの親族を動員して、パキンへ、ヘルデ、ヘルネーゼというより広範囲

の土地に対する要求を展開している。この文書において最終的にフランドル伯が彼に修道院の権利を尊重させる約束を取り付けて一連の争論の解決がなされることになる。

このように既存の権利が強固に存在していたこの地では、アフリヘムはフレームデイケでのような直接的な関与ではなく、在地の経営を利用し、それらを緊密に管理するという方法をとっていく。一一九九年に修道院が発給した「羊飼い」⁽¹⁷⁾達への年貢租支払いを条件とした土地の譲与文書によれば、アフリヘムはフレームデイケに関する文書に描かれているような開発を主体的に行ったとする文言は全く現れてこない。土地は「海の動きによって増加した」[*iactu maris accruenerat*]とされるのみである。さらにこの「荒れた土地」[*terram quandam desertam*]は「羊飼い」[*pastores*]達が修道院から得た保有地に隣接しているために、「年貢租の賦課の下で世襲的に所持すべく譲与」[*dedimus hereditarie sub annui census pensione possidendam*]とされているのである。ここで登場する「羊飼い」は、「聖職者ギョームとその兄弟のアンリ、タイユ徴収人であるゴチエ、修道士ユーグ、マルタ、ダニエル、ローラン」[*Willelmo clerico, Henrico*

fratri eius, Waltero tairt, Hugoni monacho, Marthe, Danieli, Laurentio]で、彼らには肩書きが付いている。そこから単なる土地保有者ではなく、在地秩序のなかで一定の地位を確保した小領主的性格を持った独自経営者であったと考えられる。しかし修道院は土地経営を彼らに全面的に任せるのではなく、自らのクルティスの管理人によって土地の状況を細かくチェックしている。貢租の額は土地の状態によって細かく規定されている。管理人は土地が「海の動きによって増加した」[*iactu maris creuerit*]か、それとも「増水によって小さくなったか」[*maris inundatione minorata fuerit*]、変化のある度に測量し、貢租の増減を計る。さらにそれが「発芽した元気な草が生長するのを海が許す」[*mare permisit germinare et herbam uirentem proferre*]土地がどうかを判断して、貢租の総額を決めるよう指令している。さらに保有者が死亡する度に「その後継者は世襲財産を受領する際に、我々（修道院）のクルティスの管理人に対して一年にその財産が貢租としてもたらすだけの額を支払わなければならない」[*Quotiens aliquis heredum uita decesserit, successor rectori curtis nostre in susceptione hereditatis tantum soluet pretij quantum inde census exit*

「anno uno」のである。ここに見られるのは、保有者に土地経営の実権を委ねるといふ点で間接経営と呼べることは確かである。しかしそれは受動的な寄生的経営とは決して言えない。修道院は保有地の在り方に常に気を配っている点を見逃してはならないのである。

以上見てきたようにフランドル伯によって設定されたゼーラント所領のフレイムデイケとパキンへは、海岸沿いの低開発地で、「羊飼い」への委託による牧羊経営という一見同じような外見を呈しているが、その内実はこのようにかなり異なっている。既存の在地権利関係が希薄なフレイムデイケでは、修道院は主体的に開発と直接経営に乗り出している。しかし、在地秩序がすでに強力となっていたパキンへでは、修道院はむしろ背後に退き、「羊飼い」達に経営の実務を委ねている。一方では、少なくともかなりの部分で直接的経営と開発志向、もう一方では間接的、現状追認志向というように、一見対照的な姿を示しながら、しかし、所領経営への関心という点で言えば、パキンへへの修道院の関心は決して希薄ではない。修道士は全てを牧羊者に任せるのではなく彼らの背後から入念な管理を行っているのである。

こうしてアフリヘムはしばしば海水に浸される低湿地という地理的条件によって開発から取り残されたゼーラント東部での所領経営に成功した最初の領主となった。フランドル伯から土地を与えられたアフリヘムは、手をつけられぬままとなっていた海岸沿いの土地を開発し、十三世紀に発展する牧羊業の基礎整備を行った。この地で牧羊業はやがてフランドル伯の財政に大きく寄与することになるであろう。⁽¹⁸⁾ 様々な社会集団の思惑が複雑に交差する状況下で、修道院は間接経営と直接経営を巧みに使い分け、自らの意図をいかしつづ、所与の条件に適合的な経営を実現した。ベネディクト会に属するアフリヘムの事例は、シトー、プレモントレ¹⁸積極的・主体的な土地経営、ベネディクト¹⁸消極的・寄生的経営という図式に反省を迫るとともに、修道院と周辺社会、在地秩序との関わりの多様性に改めて目を向けさせられるものである。

註

(1) 最近の研究として、Bautier, R.-H., Les < courts > de l'ordre de Prémontré au XII^e siècle : Formation et premiers développements, in *L'espace cistercien (Comité des travaux historiques et scientifique : Mémoires de la section d'archéolo-*

1894-1901 (Bruxelles, 1997), no. 50, pp.82-83.

- (11) *Ibid.*, no. 49, pp.81-82.
- (12) *Ibid.*, no. 229, p. 312 ; no. 230, p. 313.
- (13) *Ibid.*, no. 52, pp.84-85.
- (14) *Ibid.*, no. 63, pp.100-101.
- (15) *Ibid.*, no. 64, pp.101-102.
- (16) *Ibid.*, no. 117, pp.177-178.
- (17) *Ibid.*, no. 231, pp.313-314.
- (18) Verhulst, A., La laine indigène dans les anciens Pays-Bas entre le XII^e et le XVII^e siècle. Mise en oeuvre industrielle production et commerce, in *Revue historique*, 247-2, 1972, pp.281-322.